

税

問合先 税務課

固定資産税

■1月1日現在の所有者に課税

今年中に土地・家屋を取得した場合や家屋を新築した場合、令和3年度から固定資産税が課税されます。家屋を新築や増改築したときは、税務課へ届出をしてください。

※登記申請をした人は届出の必要はありません。

■家屋を取り壊したときは届出が必要です

今年中に家屋を取り壊した場合は、その部分にかかる固定資産税は、翌年から課税されなくなります。必ず税務課へ届出をしてください。届出をしないと、引き続き課税される場合があります。

■償却資産の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人(法人または個人)は、毎年1月末までに該当する資産を申告することになります。今年1月2日以降に資産の入れ替えや開業、廃業、個人から法人への資産の異動などがあった場合は、特にご注意ください。

さい。

また本市では、固定資産税(償却資産)の实地調査を行っております。申告書の提出の際は、申告内容の今一度の点検をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送または電子申告(エルタックス)での申告にご協力ください。

〔令和3年度分申告書類〕

配布時期 12月中旬(予定)
提出期限 来年2月1日(月)

■中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少した中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋について令和3年度課税分に限り、事業収入の減少割合に応じて固定資産税・都市計画税の軽減制度があります。

※詳しくは、広報11月号または市のホームページをご覧ください。



▲QRコード

12月は「税込確保重点月間」

大切な市税を確保するため、12月を税込確保重点月間と定め、夜間・日曜日の納税相談のほか電話・訪問催告などを実施します。

また、「泉佐野市納付勧奨等コールセンター」による納付勧奨も行います。納付がまだの人は早めの納付をお願いします。市民のみなさんご理解とご

協力により、令和元年度市税徴収率(現年度分と滞納繰越分を合わせた合計徴収率)は前年度を0.28%上回る99.07%(現年度分は99.62%)となりました。今後もしも正しい納税へのご協力をお願いします。

■夜間・休日納税相談

病気・失業などの特別な事情により、やむを得ず納期限までに納められない場合は、期間を限った納税猶予制度や分割納付などの方法がありますので、早めに相談してください。

日時

- 夜間納税相談…12月9日(水) 11日(金) 午後5時30分～8時
- 休日納税相談…12月13日(日) 午前9時～正午

■滞納処分

滞納(市税を決められた納期限内に納めないこと)になると、まずは督促状や催告状により納付を促しますが納付相談もなく、市税を滞納したままでいると延滞金がかさむばかりでなく、納付期限内に納めた納税者との税の公平を保つため、やむを得ず滞納している人の財産を調査し、差し押さえるなどの強制処分を行うこととなります。

■忘れずに納めましょう

固定資産税(償却資産分含む)、市府民税の第4期の納期限は、12月25日(金)です。市税の納付には、便利な口座振替のご利用を!

また、今年度からスマホ決済(コンビニ納付用バーコード)を利用した請求書払いも利用可能になりました。

「PayPay」と「LINE Pay」が

利用できます

市税などの納付に、スマートフォンアプリ「PayB」に加え、「PayPay」と「LINE Pay」も利用可能となっています。

追加された2つのアプリでは、あらかじめアプリをインストールしたスマートフォンで、コンビニ収納用バーコードを読み取ることで、アプリ内でチャージされた残高からお支払いが可能です。

詳しい操作方法は、各社ホームページまたは市ホームページをご確認ください。

納付可能対象

- 個人市府民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税(償却資産含む)
- 軽自動車税
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料

問合先 各担当課



新型コロナウイルス感染症の影響により 市税の納税が困難な人へ

徴収猶予の「特例制度」

●新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は、1年以内の期間で、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

●担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる地方税

来年2月1日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く。納期限までの申請が必要）

対象 下記の①②を満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）

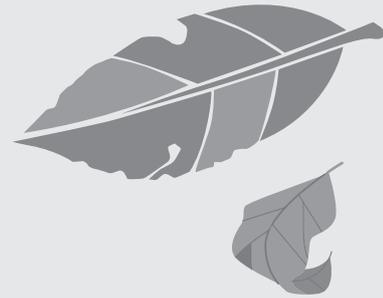
①令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」の判断は、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される人の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

申請手続 申請書、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭により伺います。

問合せ先 税務課



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462・3471

令和2年分の確定申告

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のような対策を実施予定です。なお、会場の状況により、申告相談の受付を早期に終了する場合があります。

●税務署や申告相談会場における入場整理券の配布

●咳・発熱などの症状のある人や体調のすぐれない人の入場制限

●利用する人へのマスクの着用の要請

●ボールペン・計算器具などの持参の要請

※混雑が見込まれるため、申告書はe-Tax送信や郵送による提出をお願いします。

サラリーマンや年金受給者のための申告相談会

来年2月上旬に、サラリーマンや年金受給者を対象とする申告相談会場を開設予定です。

場所 イオンモールりんくう泉南2階イオンホール（泉南市りんくう南浜3番12号）

※感染状況により内容の変更、中止する場合があります。

「所得税・消費税・贈与税の申告は、e-Taxを」利用ください」

国税庁ホームページで作成した申告書をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告でき、新型コロナウイルスの感染防止対策にもなります。

現在、マイナンバーカード方式とID・パスワード方式（ID・パスワード方式の届出完了通知をお持ちの人）の2つの方式がご利用いただけます。

給与所得者で、医療費控除や寄付金控除の還付申告をされる人、公的年金等収入の人は、スマートフォンでの申告（一部の機種除く）が便利です。

※詳しくは、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。



▲国税庁ホームページQRコード

■国税に関する一般的なご相談は電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。最寄りの税務署へ電話をかけ、音声案内に従い1番を選択し、相談内容を選択してください。

また、国税庁ホームページには、よくある国税の質問に対する一般的な回答をタックスアンサーに掲載していますので利用してください。

※来署での相談を希望する人は事前予約が必要です。

